

簿冊 16937 「保安林整理調査」

“ 森が魚を育てる ” 70年前の「魚附林」増設計画

写真 既設例 写真及び地図 延岡赤水
報告書 2～3枚
魚附林要造成位置図及新設箇所写真 富高 鵜戸
簿冊表紙

“ 森が魚を育てる ”

70年前の「魚附林」増設計画

はじめに

宮崎県文書センター所蔵の歴史文書の中には、本県の75%を占める山林に関する資料群があり、そのなかに保安林に関するもの281冊が含まれている。

本県は、東の日向灘に面する長い海岸線と西の九州山地から日向灘に注ぐ大小の河川、また地質上では広範囲のシラス層の存在など、台風・豪雨などの災害要因が多くあり、保安林による防災対策の必要は早くから説かれている。例えば近世では、県央に位置した高鍋藩などは、児湯郡の海岸線に早くから幾重もの黒松の保安林を設けている。

しかし、保安林の必要は防災のそればかりではない。漁業振興のため、海の魚、河の魚を育てる「魚附林」の必要が説かれたのは、新しいことではない。センター所蔵資料の中から、昭和12年から14年に行われた魚附林増設計画を紹介する。

1 既設の魚附林調査

昭和12年3月、農林省山林局は各県の「魚附林効果」の調査と写真収集を行った。その内容は「海岸線ノ興廢ガ漁族ノ種類並ニ漁獲高ノ變遷ニ影響ヲ及ボシタル事例(説明附写真アルガ望マシイ)」としている。この調査で本県は「東臼杵郡伊形村大字赤水字谷水」(昭和11年10月に延岡市に編入)をあげて「地況・林況・水底状況」の調査を行い、位置図(2枚)写真(3枚)等を添付して報告している。

地況 地質 石英班岩 礫質壤土
北向傾斜平均三十度
深淺中海岸ニ接スル部分ハ急峻地ヲナス
林況 黒松 三十年生～五十年生 混合歩合七十%
扁柏 三十五年
櫛雑木三十年
林相疎密度 中庸 生育良
水底ノ状況 別紙図面ノ通り

沿革 詳細不明ナルモ、約三十年前官有地ヲ払下ゲ魚附林トシテ植林セシモノ
ナリ

保安林編入 明治三十八年四月

保安林編入申請者 東臼杵郡伊形村赤水漁業組合

(以下略)

この調査の特徴は、山林局が行ったもので、漁獲高の変化などまでは及ばず、林相及び海中の状況把握を主としている。



位置図 (伊形村大字赤水)



写真1 (伊形村大字赤水)



写真2 (伊形村大字赤水)



赤水 水底の状況



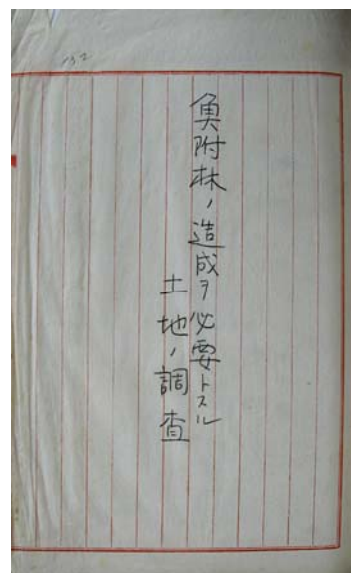
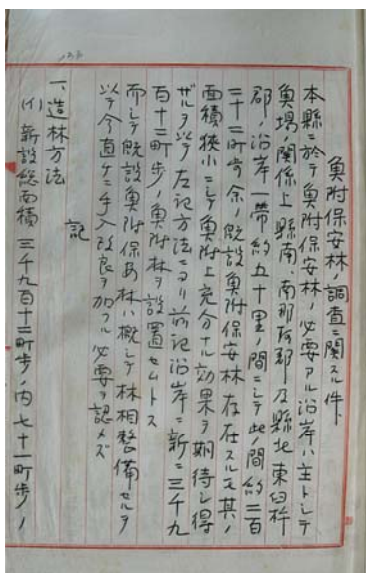
写真3 (伊形村大字赤水)

2 魚附林の造成を必要とする土地の調査

昭和13年、府県林務関係課長会議での協議と、同年5月2日付け(13山第3468号)農林省山林局長からの照会によって、本県では対象市町村に

漁村ノ比年疲弊ニ傾キツ、アルハ其因多々有之事ト存候へ共、沿海部ニ於ケル森林ノ荒廢モ亦其ノ一因アリト存候、依テ魚附林ノ新設並改良等之ヲ整備シテ魚族ヲ誘致スルト共ニ他面ニ於テ漁民ニ薪材漁具等ヲ供給スルハ漁村ノ現状ヲ鑑ミ刻下ノ急務ト認メラレ、政府ニ於テモ昭和十四年度ヨリ積極的ニ之カ助成ノ途ヲ講ゼラル、計画ニ有之

と、この計画樹立資料の提出を求め、また、同年5月13日から同28日まで県下に係員を派遣し、場所、土地所有者、面積、地況、林況、魚族の種類、造林費等の調査を行い、「魚附林ノ造成ヲ必要トスル土地ノ調査」として報告書をまとめ、6月4日付けで山林局林務課長あてに届けている。



報告書は当事の現況を次のように取りまとめている。

本県ニ於テ魚附保安林ノ必要アル沿岸ハ主トシテ漁場ノ關係上、県南、南那珂郡及県北東白杵郡ノ沿岸一帯約五十里ノ間ニシテ此ノ間約二百二十二町歩余ノ既設魚附保安林存在スルモ其ノ面積狭小ニシテ魚附上充分ナル効果ヲ期待シ得ザルヲ以テ、左記方法ニヨリ前記沿岸ニ新ニ三千九百十二町歩ノ魚附林ヲ設置セムトス而シテ既設魚附保安林ハ概シテ林相整備セルヲ以テ今直チニ手入改良ヲ加フル必要ヲ認メズ

そして「造林方法」「管理方法」「所用経費並面積調」などをあげている。

さらに「本県ニ於ケル魚附保安林並沿海部林相ノ概要」の中で、既設保安林の概要は、

一、魚附保安林

本県ニ於ケル魚附保安林八国有及公私有ヲ合セ二百二十二町余歩(詳細左記ノ通)ニシテ県南部八二十年乃至五十年生ノ雑木林中ニ六、七十年生ノ松樹散生セル所多

ク、県北部ニ於テハ二十年乃至五十年生ノ黒松林ヲ主トシ、松ノ散生セル箇所ニハ二十年乃至五十年生内外ノ雑木生立セリ

如是魚附保安林ハ一般ニ美林多ク魚附ノ効果ヲ充分ニ發揮シツ、アルヲ以テ之ガ改良ヲ要スル所ナシ

記

1. 郡市別魚附保安林面積

禁止制限の別		南那珂郡	東白杵郡	延岡市	計
制限	箇所	43	37	27	107
	面積	69町3801	63町872	69町1807	202町4319
禁止	箇所		1		1
	面積		19町6400		19町6400
計	箇所	43	38	27	108
	面積	69町3801	83町512	69町1807	222町0719

2. 所有別面積

		国有	公有	寺社有	私有	計
箇所	制限	9	10		87	107
	禁止	1				1
面積	制限	19町3306	50町9207	0町6220	131町5516	202町4319
	禁止	19町6400				19町6400
計	箇所	10	10		87	108
	面積	38町9706	50町9207	0町6220	131町5516	222町0719

そして、新設対象については県南、県央、県北に分けてその現況について次のように述べている。

二、県南沿海部

湾入セル部分ニハ人家田地等存在セル関係上、潮害防備保安林等モアリ概シテ優良ナル林相ヲナシ樹令二十年ヨリ四十年生ニ至ル雑木林中ニ六、七十年生黒松散生シ潮害防備ノ目的ヲ達シツ、アレ共、魚附林トシテ必要ナル突出部ニハ採草地及女竹林多ク殆ンド過半ヲ占メ残部ハ樹令五年ヨリ十五年ニ至ル天然生松樹林及十年生内外ノトベラ、イヌビワ、ハマヒサカキ、ハマビワ、ハナシログミ、タブ、ネズミモチ、シャリンバイ、ツバキ、ガマズミ等ノ雑木林ニシテ劣等樹多ク魚附林トシテ優良ナル林相ヲナセル所少ナシ

参考 美林ナキ原因

1. 今ヨリ十四五年前迄ハ採草地ニ火入セシ儘放任セシヲ以テ火ハ一日乃至二、

三日二亘リテ燃へ拡ガリ、遂ニ沿岸部ニ迄燃へ下ルヲ普通トシタリト云
従ッテ年々野火ノ襲来ヲ受ケタルガ為、火ニ強キ女竹類繁茂セルモノニシテ、
最近十四五年来火入ノ取締嚴重トナリ採草地以外ノ地区ニハ類焼セシメザリ様
注意シ来リタル為、女竹ノ未ダ侵入セザリシ原野状態ノ峯筋ニハ其ノ後漸次黒
松侵入シ中腹以下ニハ雑木生立シツ、アルモノナリ

2. 突出部ハ土地急峻ニシテ瘠悪ナル為經費ヲ投ジテ造林スルヲ躊躇シ他ノ肥沃
ナル山林ノ造林ヲ先ニセシ事
3. 沿岸部ニハ平地少ク従ッテ耕地僅少ナル為、傾斜二十四・五度ヨリ三十度内
外ノ所ニ迄段々畑ヲ開墾シ耕作中ナリ、従ッテ附近ニ樹木ノ生立スルヲ好マザ
ル事
4. 漁業者ガ魚附林ノ必要ヲ痛感セザル為、従来保護撫育ニ意ヲ用ヒザリシ事

三、県中央沿海部

県中央沿海部ハ殆ド平坦地ニシテ魚附林新設ノ必要ヲ認ムル山嶽地帯少シ
加之沿海部一帯ニハ樹令五・六十年生ノ黒松ヲ上木トシ十年ヨリ二十年生ニ至ル雑
木ヲ下木トセル潮害防備保安林アリテ、魚附林ヲモ兼スルヲ以テ児湯郡川南村ノ一
部ヲ除キ他ハ改良ノ必要ヲ認メズ」

四、県北沿海部

一般ニ急峻ニシテ岩石地多ク峯筋ニハ樹令十年ヨリ三十年ニ至ル天然生松樹生立セ
ルモ、中腹以下ハ雑木林ニシテ伐採跡地ヨリ十年生迄ノ幼令林大部分ヲ占メ、魚附
林トシテ殆ンド見ルベキモノナシ

尚北浦村内ニハ沿海部ニハ大面積ノ無立木地アレ共、既ニ官行造林地トシテ契約済ニ
シテ其ノ一部ハ植栽済ナルヲ以テ将来魚附林トシテモ相当期待シ得ラルベク期セズ
シテ今回ノ計画ニ一致セシモノナリ

尚雑木ノ種類ハ、タブ、カシ、タイミンタチバナヲ主トシ、栗、ツバキ、シビ、ゴ
ンズイ、キフヂ、コバンモチ等ニシテ県南部ノ雑木ニ比シ比較的優良樹多シ

参考 老令林ナキ理由

沿海部ノ大半ハ従来ノ部落有地及共有地ニシテ、一ハ經濟上、他ハ従来ヨリノ
習慣ニヨリ細丸トシテ製炭スル關係上、雑木ノ樹令十二、三年トモナレバ之ヲ
伐採製炭シ松樹ハ枕木トシテ三十年生内外ノモノヲ伐採セシニ因ルモノニシテ、
又一面ニ於テハ漁業者ガ魚附林ノ必要ヲ痛感セザルト土地及立木ニツキ権利ヲ
有セサル為幼令林ノ伐採サル、ヲ傍觀セシニモ因ルモノノ如シ

五、魚附林ノ新植並改良撫育ヲ必要トスル箇所ノ林相

1. 従来採草地トシテ使用セシ所ナレ共、最近ニ於テハ採草セズ、女竹類ノ繁殖
スルガ儘ニ放任セシ所

斯カル箇所ニ対シテハ全刈ヲ行ヒ、黒松、雑木半々ニテ町当六〇〇〇本(三尺六尺方植)新植

2. 峯筋ニハ黒松散在シ、其ノ他ニ雑木生立スルモ不良樹ニシテ改良撫育ヲ必要トスル所

斯カル箇所ニ対シテハ筋刈ヲ行ヒ六尺、十二尺ノ間隔ニ黒松ヲ植栽シ残存樹木中不良樹ノ除伐ヲ施行ス

3. 県北地方ノ雑木林ハ優良樹比較的多キヲ以テ此ノ儘存置成林セシムルニ於テハ充分ニ魚附ノ効果ヲ發揮シ得ルモノト認ム

但 羊齒類ノ生立セル所及不良樹多キ所ニ対シテハ前項ノ改良撫育ヲ施行ス

3 新設箇所の調査

新設箇所調査書では

東臼杵郡富島町	2 箇所
宮崎郡青島村	2 箇所
南那珂郡鵜戸村	8 箇所
" 南郷村	3 箇所
" 市木村	5 箇所
" 都井村	7 箇所
" 本城村	3 箇所

の合計 30 箇所があげられている。写真・地図が添付され、備考には「現在漁場トシテ、イワシ、アジ、サバ等ノ漁獲アリ、魚附林新設ノ暁ハ更ニ増加スル見込(富島)」とみえ、同じく「イワシ、アジ、サバ、カツオ、ブリ等(鵜戸)」「ブリ、飛魚、カツヲ、イワシ、アジ、サバ、ニベ等(都井)」「アジ、カマス、イカ、トビウヲ、イワシ等(本城)」などと期待した記述がみえる。



新設箇所位置図(南那珂郡鵜戸村)



位置図 新7(大字宮浦字徳永)



位置図 新8(大字宮浦字松ヶ迫・立平)



位置図 新 9 (大字宮浦字小谷)



位置図 新 11 (大字宮浦字立石)

また、「海岸線ノ興廢ガ漁族ノ種類並ニ漁獲高ノ變遷ニ影響ヲ及ボシタル例」として南那珂郡の二例をあげて山林局長に提出している。

一、南那珂郡都井村都井岬八旧藩時代ヨリノ放牧場ニシテ明治ノ末頃迄ハ毎年火入ヲ施行セシ為殆ンド無立木ナリシ所ナリ

從ッテ岬近海ニ於ケル漁獲高ハ比較的尠ク、且年ニヨリ變遷甚シカリシモノナリ然ルニ大正ノ初メ頃ヨリ沿海部ニ杉ノ人口造林ヲ施行セシ結果山ニ濃綠色ノ漸次深マルニ從ヒ、ブリ、飛魚、鰹、鰯、鯆、鯖等ノ漁獲高モ比年増加シ来タルガ如キ傾向アリ

備考 都井岬近海ノミノ漁獲高ニ付テハ別ニ統計ナク、加フルニ他町村ヨリ岬附近ニ出漁スル者モ多数アルヲ以テ漁獲高ノ變遷ニ付テハ数字ヲ以テ表ハシ難シ

二、南那珂郡本城村大字崎田字蛇ヶ谷ノ沿海部ニハ樹令四十年内外ノ黒松鬱蒼トシ其ノ沖合ハ、鯆、^{カマス}鰯、飛魚、烏賊等ノ漁場ニシテ年々三〇〇〇円乃至四〇〇〇円ノ漁獲高アリシモノナリ

然ルニ四年前、前記黒松林約五町歩ヲ皆伐セシ結果、当年ハ約七〇〇円ニ漁獲高激減シ、跡地に萱、女竹等ノ生立スルニ從ヒ漸次増加セルモ、尚一五〇〇円内外ノ漁獲高アルニ過キス

之ヲ以テ觀ル時、前記黒松林ガ魚附上如何ニ効果アリシカラ如實ニ証明スルモノナリ

4 魚附林造成の効果

これらの新設の魚附林の効果は、山林のことだけにすぐには効果が出るものではないが、昭和14年7月、農林省山林局の林務課長の照会に対して宮崎県林務課長から回答がなされている。

その1「現在漁場ニ関係アルモノ」として、前記の30か所の造成地それぞれに 事業費と 関係漁場最近5か年間の平均年漁獲高 新設改良を行い森林整備の暁に於ける年漁獲高増加見込額、をあげているが、30か所のうち

青島（２か所） 南郷（３か所） 市木（５か所） 都井（７か所）	２０％
富高（２か所） 鵜戸（４か所） 本城（３か所）	３０％
鵜戸（４か所）	４０％

の増加を見込んでいると回答している。

その外、造成による新たな漁場開設予定の該当はないとしている。

この魚附林増設のその後の成果についての詳細な資料は今のところ見当たらないが、時局の変動によって海岸の山林の保安にはさまざまな困難が伴ったことが考えられる。